

①

議 案 書

教育委員会

令和5年8月臨時会

議 事 日 程

- 日 程 1 第 1 6 号 報 告 P 3 ~ 5
長崎市教科書採択審議会の審議結果について
- 日 程 2 第 4 7 号 議 案 P 6 ~ 8
令和 6 年度使用教科用図書（市立小学校）の
採択について

第 4 7 号議案

令和 6 年度使用教科用図書（市立小学校）の採択について

市立小学校の令和 6 年度使用教科用図書を、別紙のとおり採択する。

令和 5 年 8 月 1 8 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋田 慶信

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 6 号の規定により市立小学校の令和 6 年度使用教科用図書を採択したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 5 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別 紙」

令和 6 年度 市立小学校使用教科用図書

種 目	出 版 社 名
国 語	光村図書
書 写	教育出版
社 会	日本文教出版
地 図	帝国書院
算 数	東京書籍
理 科	大日本図書
生 活	大日本図書
音 楽	教育芸術社
図画工作	開隆堂
家 庭	開隆堂
保健体育	東京書籍
外 国 語	東京書籍
道 徳	東京書籍

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

[中 略]

(6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

[以下、略]

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、委員会の権限に属する事務を専行することができる。ただし、特に重要と認められるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経なければならない。

[中 略]

(5) 教科書の採択を決定すること。

○ 学校教育法（抜粋）

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

[中 略]

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

[以下、略]